平成２７年（フ）第２８５号
茨城県那珂市東木倉941番地11
債務者　綱川　奈美
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４８号
茨城県水戸市桜川１丁目７番24―202号　桜川マンション
債務者　二方　　進
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０２号
茨城県稲敷郡阿見町中央４丁目６番３号　レオパレスコテナン103
債務者　城戸　誠一
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第９４号
千葉県袖ケ浦市神納5036番地　コーポまきば201号
債務者　野内　一弥
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１６４号
長野市大字栗田653番地132
債務者　大久保　稔
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
長野市大字南長池761番地８
債務者　木村　高明
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
長野県上田市塩川2570番地　県住42―134号
債務者　芳賀　亮太（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第３０５号
岐阜県羽島市竹鼻町飯柄124番地
債務者　森　　彰雄
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３４８号
岐阜県関市緑ケ丘２丁目７番12―207号、前住所岐阜県関市東町１丁目２番７号
債務者　奥田千恵子
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３６２号
岐阜市三田洞東３丁目８番12号、前住所岐阜市茜部中島２丁目17番地　（ファミール茜部204号室）
債務者　後藤由利衣
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３３０号
大津市下阪本５丁目24番１号
債務者　松本まゆみ
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１１号
鳥取県鳥取市西品治334番地２　プレミネンスＯＴＡ110号、旧住所鳥取県鳥取市安長245番地１　レオパレス安長205号・鳥取県鳥取市大杙270番地の４・鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目852番地　熊田ビル３－Ｃ号
債務者　上田　　愛（旧姓長谷）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市大覚寺133番地93、旧住所鳥取県米子市博労町３丁目31番地１
債務者　植田　夕貴（旧姓津嶋）
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０６号
広島市西区楠木町１丁目４番22号
債務者　柳川　秀和（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１５号
広島市西区南観音町19番22―603号
債務者　立岩　勝美
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７号
山口県下関市山の田北町３番23―505号　稗田県営住宅23号棟、前住所山口県下関市熊野町１丁目14番20―101号
債務者　高野　安弘
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第５２号
愛媛県今治市中寺235番地８
債務者　池内　英樹
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
松山地方裁判所今治支部